

国立情報学研究所目録所在情報サービス利用規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

(目的)

最近改正 令和3年 1月21日

第1条

この規程は、国立情報学研究所の目録所在情報サービスの利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の定義)

第2条 目録所在情報サービスの利用（以下「利用」という。）とは、図書館等が目録作成、目録検索及び図書館間相互貸借（以下「ILL」という。）の業務等を行うことを目的とし、次に掲げるシステムを用いることをいう。

- 一 図書目録システム
- 二 雑誌目録システム
- 三 ILLシステム
- 四 上記に係る支援システム

(利用者)

第3条 目録所在情報サービスを利用できる者は、次に掲げる図書館等の組織であつて、定常的に目録作業を行っている者（以下「利用者」という。）とする。

- 一 大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関等の図書館、図書室等
- 二 研究所の事業に協力する機関の図書館、図書室等
- 三 国公立試験研究機関並びに研究又は研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人等の図書館、図書室等
- 四 学会、学術研究を目的とする公益財団・社団法人一般財団・社団法人並びに大学に相当する教育施設等の図書館、図書室等
- 五 都道府県、政令指定都市立の図書館
- 六 その他国立情報学研究所長（以下「所長」という。）が適当と認めた図書館、図書室等

(利用の申請)

第4条 利用しようとする者は、所定の利用申請書により、所長に利用の承認を求めるとする。

(利用の承認)

第5条 所長は、前条の申請について適当と認めた者には、承認書を交付してこれを承認するものとする。

(利用に当たっての遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第2条の規定に違反してシステムを使用しないこと。
- 二 営利を目的とした利用を行わないこと。
- 三 著作権を侵害しないこと。
- 四 プライバシーを侵害しないこと。

五 著作権者等の定める使用条件に違反しないこと。

六 その他所長の定める事項

(利用資格の取消し等)

第7条 所長は、第6条の規定に違反した利用者に対して、その利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(報告書の提出)

第8条 所長は、利用者に対し、利用の結果又は経過の報告を求めることができる。

(届出)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項に該当する理由が生じた場合は、速やかに所長に届け出るものとする。

一 利用を中止するとき。

二 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(経費の負担)

第10条 利用者は、利用に係る経費の一部を負担するものとする。

2 利用者が負担すべき経費の額及び負担の方法は、別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。